

第一号様式（第一条関係）（A 4）

届出書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第 75 条第 1 項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

届出者氏名 印

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

特定建築主等の概要

【1. 特定建築主等】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
 - 【ホ. 電話番号】
-

【2. 代理人】

- 【イ. 氏名】
 - 【ロ. 勤務先】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 所在地】
 - 【ホ. 電話番号】
-

【3. 設計者】

- 【イ. 氏名】
 - 【ロ. 勤務先】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 所在地】
 - 【ホ. 電話番号】
-

【4. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】
 - 【ロ. 勤務先】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 所在地】
 - 【ホ. 電話番号】
-

【5. 建築物及びその敷地の概要】

- 【イ. 所在地】
 - 【ロ. 名称】
 - 【ハ. 用途】
 - 【ニ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造
その他 ()
 - 【ホ. 階数】 地上 階 地下 階
 - 【ヘ. 高さ】 (m)
 - 【ト. 敷地面積】 (m²)
 - 【チ. 建築面積】 (m²)
(届出部分) (届出以外の部分) (合計)
 - 【リ. 延べ面積】 (m²) (m²) (m²)
-

【6. 工事着手予定年月日】平成 年 月 日

【7. 工事完了予定年月日】平成 年 月 日

【8. 備考】

(第三面)

省エネルギー措置の概要

- 【1. 工事種別】 新築 増築 改築
直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修

- 【2. 用途区分】 ホテル等 病院等 物品販売業を営む店舗等 事務所等
学校等 飲食店等 集会所等 工場等 住宅

【3. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置】

【イ. 工事概要】

【ロ. 省エネルギー措置の概要】

【ハ. 省エネルギー性能】

- (1)住宅以外の建築物の場合
性能基準 (年間熱負荷係数 MJ/(m²・年))
仕様基準 (評価点の合計)
- (2)住宅の場合
年間暖冷房負荷の基準 (年間暖冷房負荷 MJ/(m²・年))
(相当隙間面積 (c m²/m²))
(該当する地域区分 地域)
- 熱損失係数
及び夏期日射取得係数の基準 (熱損失係数 W/(m²・K))
(夏期日射取得係数)
(相当隙間面積 (c m²/m²))
(該当する地域区分 地域)

【4. 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置】

【空気調和設備】

【イ. 工事概要】

【ロ. 省エネルギー措置の概要】

【ハ. 省エネルギー性能】

- 性能基準 (空調エネルギー消費係数)
仕様基準 (評価点の合計)

【空気調和設備以外の機械換気設備】

【イ. 工事概要】

【ロ. 省エネルギー措置の概要】

【ハ. 省エネルギー性能】

- 性能基準 (換気エネルギー消費係数)
仕様基準 (評価点の合計)

【照明設備】

【イ. 工事概要】

【ロ. 省エネルギー措置の概要】

【ハ. 省エネルギー性能】

- 性能基準 (照明エネルギー消費係数)
仕様基準 (評価点の合計)

【給湯設備】

【イ. 工事概要】

【ロ. 省エネルギー措置の概要】

【ハ. 省エネルギー性能】

- 性能基準 (給湯エネルギー消費係数)
仕様基準 (評価点の合計)

【昇降機】

【イ. 工事概要】

【ロ. 省エネルギー措置の概要】

【ハ. 省エネルギー性能】

- 性能基準（エレベーターエネルギー消費係数）
 仕様基準（評価点の合計）

【その他】

【イ. 工事概要】

【ロ. 省エネルギー措置の概要】

【5. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 特定建築主等、設計者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる特定建築主等、設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の特定建築主等、設計者又は工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 1欄は、特定建築主等が法人のときは、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」は法人の所在地を、特定建築主等がマンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体のときは、「ロ」は団体の名称及び代表者氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 特定建築主等からの委任を受けて届出をする者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ④ 5欄の「ニ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ ここに書き表せない事項で特に記載すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 1欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 2欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築物の用途区分は、次のとおりとします。なお、複数の用途について省エネルギー性能を計算する際にそれぞれの用途に対応した省エネルギー基準（法第73条第1項に基づき国土交通大臣が定める基準をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、適用する省エネルギー基準ごとに建築計画又は設備計画について別紙に記載して添えてください。
 - (1)「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
 - (2)「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
 - (3)「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
 - (4)「事務所等」とは、事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
 - (5)「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
 - (6)「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
 - (7)「集会所等」とは、公会堂、集会場、ボウリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
 - (8)「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
 - (9)「住宅」とは、一戸建て住宅、共同住宅、長屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- ③ 3欄から4欄までは、今回の届出に係る事項についてのみ記入してください。
- ④ 3欄及び4欄の「イ」は、建材や機器の種類・仕様等、省エネルギー性能の計算の際に必要な事項を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑤ 3欄及び4欄の「ロ」は、省エネルギー措置の概要を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑥ 3欄及び4欄の「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入するとともに、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記載して添えてください。なお、住宅以外の建築物に適用する省エネルギー基準と住宅に適用する省エネルギー基準とは異なります。ただし、3欄の「ハ」の(2)は、法第74条第2項に規定する指針を踏まえ、当該部分に記載すべき事項に相当する省エネルギー措置を別紙に記載して添えることをもってこれに代えることがで

きます。

- ⑦ ④から⑥までの規定にかかわらず、4欄は、住戸ごとに設けるものについて記入する必要はありません。
- ⑧ 4欄の「その他」は、エネルギー利用効率化設備その他のエネルギーの効率的利用を図ることができる設備又は器具について記入してください。
- ⑨ ここに書き表せない事項で特に記載すべき事項は、5欄又は別紙に記載して添えてください。